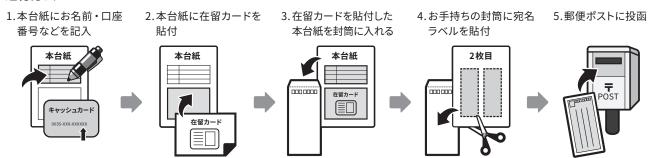
在留カード提出台紙

1. お名前と口座番号をご記入ください。

お名前					
口座番号					

2. 本台紙に在留カード (コピー) のおもて面・うら面を、拡大や縮小をせずに原寸大で糊付けしお送りください。2枚目に印刷される宛名ラベルをご利用いただくと、郵便料金はソニー銀行が負担します (封筒はお客さまにてご用意ください)。帰化による住民票/戸籍謄本 (原本) の提出の際は、糊付け不要です。

送付方法





在留カードの更新手続中の場合には、カスタマーセンターまでメールまたはお電話でご一報いただき、更新後の在留カードを入手次第、返送 してください。

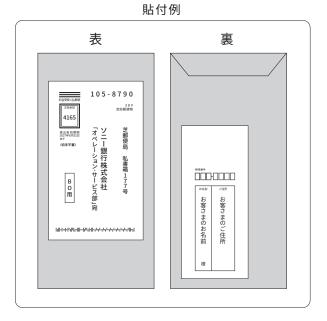
銀行使用欄	CDA	3 1 7/2 =31	-Z =0	次以手が	43.L
业门] C/用 ()刺	SPA	入力確認	承認	資料更新	データ入力
		承認	メール作成	承認	制限解除

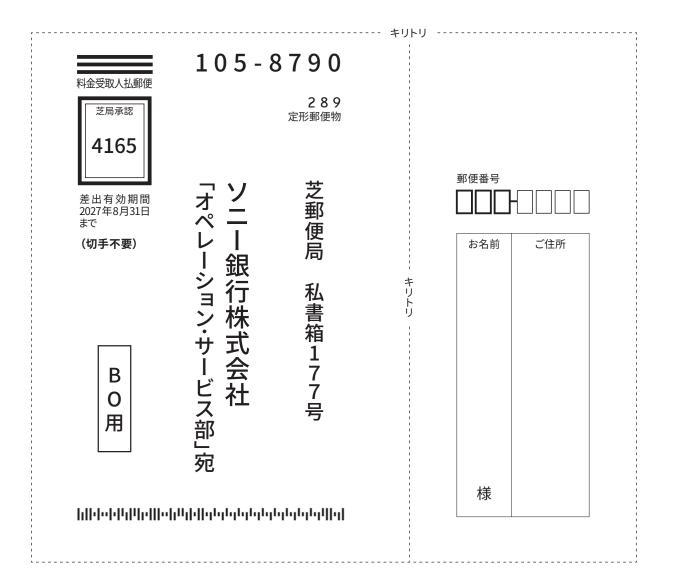
宛名ラベル

宛名ラベルを貼付した場合、郵便料金はソニー銀行が負担します (封筒はお客さまにてご用意ください)。 ご注意に従って、正しいご利用をお願いします。

ご注意

- ・本宛名ラベルのご利用は、各種届出書・依頼書などをソニー銀行 に送る場合に限ります。
- ・ソニー銀行は、お客さまに封筒に貼付する宛名用紙の印刷を委託します。
- ・サイズ変更をせず、白い紙に等倍で印刷してください。
- ・キリトリ線にそって裁断してください。
- ・定形封筒に、切取った宛名ラベルがはがれないようにしっかりと 糊付けしてください。
- ・封筒の裏面に、お客さまのお名前、ご住所をご記入ください。
- ※第三者への譲渡、改ざん、不正使用などを禁止します。





更新後在留カード提出のお願い

平素はソニー銀行をご利用いただき、ありがとうございます。

ご提出いただいている在留カードの期限が到来しますので、ソニー銀行のウェブサイトよりお手続書類をダウンロードのうえ、更新後在留カード両面コピーの提出をお願いします。

ウェブサイト: https://sonybank.jp/guide/support/download.html

なお、在留期間満了前までに、当社にて更新確認ができない場合、「ソニー銀行取引約款」に基づき、満了日以降、 お取引の全部または一部を制限します。あらかじめご了承ください。

- (注1)本人確認書類記載住所・氏名と登録住所・氏名が相違している場合には受付できません。ソニー銀行にご登録の住所や、名義に変更がある場合にはウェブサイトの「お問い合わせ」 「各種手続」 「登録変更・設定」 「お客さま情報変更」から変更手続後、名義変更の場合は、後日お送りする「変更届」と併せて、書類をご返送ください。
- (注2)日本へ帰化されている場合は、「住民票の写し」(原本)または「戸籍謄本」(原本)のいずれか1点のご提出をお願いします。
- (注3)在留カードを更新せず、ご帰国予定の場合、ソニー銀行の口座は継続利用できません。ウェブサイトの「お問い合わせ」ー「各種手続」-「紛失・解約」から、口座解約手続をお願いします。

